

令和4年度 寮の特別運営に関する行動ルール

寮内の安心安全を確保するとともに、寮生となったみなさんにとって思い出に残る有意義なキャンパスライフとなるよう、入寮者には以下ルールを、遵守・徹底いただきます。

(1) 感染拡大防止に伴うルール

➤ 日々の健康管理の徹底

マスク着用やうがい・手洗い等、基本的な感染防止対策を徹底いただくとともに、毎日体温を測り・気になる体調等を健康観察シートに記入・提出いただきます。

➤ 接触感染防止のための行動および毎日の消毒徹底

身体的距離を確保するため、密にならないよう、他の居室および他ユニットへの出入りを控える、調理及び食事は複数人で同時に行わない等、自ら感染拡大防止に努めていただきます。また寮内では共同使用の設備・物品が多数あるため、消毒作業に御協力いただきます。

➤ 体調不良時の対応

体調不良時には、軽症状でもすみやかに管理人へ申出ることとし、療養用ユニットに移動していただきます。また、医療機関への受診には、ご自身およびご家族で対応いただくこととなります（管理人及び職員の引率・随行は原則行いません）。なお、病状によっては、保護者へ連絡し自宅における療養をお願いする場合があります。

➤ アルバイト

寮生のアルバイトは許可制です。接待を伴う飲食店（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、性風俗店、ライブハウス）や、酒類提供を基本とする飲食店、感染リスクの高いと想定される職場（カラオケ、結婚式場）等でのアルバイトは禁止しています。また、門限23時を守れる範囲でのアルバイトとなります。

➤ 感染拡大時における行動の制限

緊急事態宣言地域および感染拡大地域への外出・外泊・帰省は、自粛いただくことがあります。

(2) 象山寮における基本的ルール

➤ 外泊について

翌日が休日の場合および長期休業期間に限り、外泊が可能です。外泊する際は事前に外泊申請をしていただきます（ただし、感染拡大状況時においては自粛を促したり禁止したりする場合があります）。

➤ 風紀を乱す行為の禁止

飲酒や喫煙、男女間のユニットの行き来、門限破り、無断外泊、故意や重過失による備品等の紛失・破損等は、寮規程により厳しく処罰されるほか、懲戒処分（退学・停学・訓告）の対象となる場合があります。また、備品等の紛失・破損状況によっては、原状復帰に係る費用を全額負担いただきます。

➤ 寮内活動について

コロナ禍による特別運営となっても、寮内における各プログラムは、感染対策を徹底したうえで可能な範囲で実施します。寮内には様々な役割が用意されていますので、責任感をもって積極的に参加していただきます。

➤ 退寮について

入寮後の本人希望による退寮は原則認めません。また、風紀を乱す行為等により退寮処分となった場合、徴収した寮費等は一切返還いたしません。

➤ 緊急時の保護者連絡について

寮外における事件・事故等の緊急時には、保護者の方にすみやかにご連絡いたします。その後の対応については、保護者の責任においてご対応いただくことを原則といたします。